

## 福沢諭吉の取引所論・追補

鈴木芳徳

### 目次

- 一、福沢諭吉の取引所に関する論説
- 二、その取引所論の意義

#### 一、福沢諭吉の取引所に関する論説

「東京米商会所」(全集、別巻所収、明治二十一年二月二十四日)は、その不振を嘆じ、これが「天下の不利を致さんこと」を恐れ、「政府に於ても」「減税の処分」を施すことを急務とする論説である。

すでに福沢は、米の限月売買にたいする政府の態度を批判し、政府が「相場所の繁昌盛人を奨むるに非ずして、不本意ながら之を差許すと申す位のものにて、其底にはむしろ禁止の意味を含むほどの次第」を条例から見とっていた。(「相場所の一新を望む」、明治十九年七月十二日)本論説は、この点を再度、強く主張して次のようにいう。

「米の限月売買を目にして博奕同様の事と認め、全国幾個所の米商会所に眼を付け、唯其弊害のみを摘発して其利を言はず、漠然として厭患の情を懐くは、蓋し古学者流の残夢未だ醒めざるものにして、共に文明世界の經濟論を論ずるに足らざるものなれば、特に弁明を費さずして之を攔き、扱今日の米商会所は如何なる有様に在るやと尋るに、東京の会所の如きは殆ど断絶に垂んとするもの如し。」

事柄の背景は次のとおりである。明治十年の西南戦争の後に生じた物価騰貴により、米価は上昇しつつ乱高下するに至り、政府は投機売買がこれを助長していると判断、明治十三年、全国の定期取引所を停止、同年再開するに当って様々の改善を加え、明治十五年、より厳しい法改正を行った。加えて、明治十五年「仲買人収税規則」を定め、売買約定代金の千分の五を仲買人に課し（株式取引所は千分の二）、明治十八年、同規則を廃止し、新たに会所税として売買約定代金の千分の二を課し、株式取引所については公債万分の三、株式万分の六としたのである。

すなわち、この間の政府の姿勢は、全体としてみると、投機抑制の方向のものであり、そのことが重税に向わしめ、これが取引市場の衰微と仲買人の困難を生ぜしめ、吞行為秘密取引を増加させて、仲買人の品格低下を招き、これら一連の事態が「ブルス条例」へと流れ込んでゆくのである。

さて、福沢は、かねて相場会所をもって「商売社会の大機関」と呼んでおり、本論説でもその振興をこそ図るべきことを主張する。

「其営業の振はざるを以て営業人の不幸を悲しむに非ず。」「由て以て天下の不利を致さんことを恐るるのみ。」では、どのような点で「天下の不利」を招くか。三点を挙げていう。

「第一、東京は日本商売の根本にして取引の最も盛なる地なるが故に、米商会所も東京を以て恰も全国の本部

とするものなり。」

「第二、米は日本國中第一の物産にして、其売買の洪大なる、他に比類を見ず。」

「第三、今の全国の經濟の爲めに謀り、此洪大なる物産の売買は如何なる有様にして最も利なるやと尋ねるに、其価をして成るべく全国に平均せしむること緊要なりとす。如何となれば、米作は國中何れの地方に於ても大抵皆同様の労働を以て同様の高を收穫するものなるが故に、其価を平均するは農家に幸不幸なからしめんが爲めなればなり。又その価をして成るべく貴からしむること緊要なりとす。如何となれば、近年は農家の衰頹甚だしきが故に、些少たりとも米価に騰貴を致すは自から救済の一端なればなり。」

これら三点において、福沢は「全國經濟の爲めに不利の甚だしきもの」と断定する。それは、「營業人の不幸を悲しむに非ず」、「会所の不幸のみならず、全國經濟の点より觀察を下だして不利の大なるものたるや明に見るべし」という、全國經濟の観点からするものであることに注目する必要がある。

すなわち、「東京の相場の微々たるが爲めに、今の日本中の相場は恰も其標準を失ふて勝手次第に自動を逞ぶするが故に、ますます不平均ならざるを得ず。米の売者たる農民の不幸と云ふ可し。」つまり、標準となるべきはずの東京の相場が失われると、相場は全国各地で区々となり、異なる米価が成立してしまふ、というのである。「然かのみならず東京の米商は今の会所の事態を厭ひ尽して出入する者甚だ少く、随て其売買の高も見るに足らざれば、偶ま二三の商人が会所に行て幾万の米を売買するときは忽ち所の相場を上下すること難からず。」取引高が薄くなると、僅かの売買による乱高下を許すことになる、というのである。「斯の如きは則ち日本國中最第一の物産たる米の相場は、東京一、三商人の爲めに玩弄せらるるものと云ふも可ならん。商売社会の異常これより甚だしきものはなし。」しかも相場所の衰微に伴って米価は下落する。「故に今日の米価も米商会所に

て従前の如く取引の盛なるものあらば、必ず幾分かの景気を生ず可き筈なれども、其寥々たるが為めに今の価格に止まり、無数の農民をして米価の低きに泣かしむるとは是れ亦甚だ堪へ難き次第なり。」

その原因は、重税にある。「然るに其会所の振はざるは何事に原因するやを尋れば、多弁を俟たず、唯その税率の非常に重きが故なりと答へて明白なる可し。」

解決策は減税の処分にある、と福沢は提案する。「抑も米商会所に限りて然る由縁は、前年一時の財政略に出たる事情もあらんと雖も、今日に至りては最早その売買を抑制するの要なきのみならず、正しく反対の不利を見て争ふ可からざるの事実あるからには、政府に於ても断然旧政略を改め、株式取引所も米商会所も同一様のもつとして大に減税の処分を施し、其売買をして旧時の有様に復らしむるは財政の急務なる可きのみ。」

そこで、本論説の前後における取引所関係の税制について述べておく必要がある。

明治九年九月の「米商会所条例」の場合、米商会所に対する税制としては、会所手数料その他現収する総金高の十分の四と定められていた。これに対し、明治十一年五月の「株式取引所条例」にあつては、取引所に対する税制として、取引所の手数料その他現収する総金高の十分の一と定められた。その後、明治十五年七月、京城における帝国公使館襲撃事件に端を発し、軍備拡張のための有力財源の一として両取引所に「仲買人税」の創設が企図され、明治十六年七月から実施、他方、両取引所の窮境を察し、米商会所税は半減、株式取引所に対しても事実上の減税を行った。さきの仲買人税は、明治十八年、取引所の極度の不振を見て遂に廃止。これより仲買人の売買約定金額について取引所に対して課税することとされ、「米商会所並株式取引所収税規則」(明治十八年十一月、太政官布告第三十八号)によると、「米穀定期売買、千分ノ二、公債証書定期売買、万分の三、諸株式定期売買、万分ノ六」を売買約定金額に課すものとされた。この納税の大部分は、委託者側に転嫁され

たから、米の取引には重税感があり、従来の米投機者は諸株式に転じ、米商会所の困難は甚しいものがあつた。本論説はかかる事情のもとに執筆されたものである。

本論説ののち、明治二十一年十一月、米商会所税の大減税が実施された。すなわち、「米商会所並株式取引所収税規則中米商会所税率改正」(明治二十一年十一月、勅令第七十五号)は、「米穀定期売買千分ノ二ヲ万分ノ六ニ改ム」とし、両取引所の税率はこれで等しくなつたのである。(小谷勝重『日本取引所法制史論』、一七五頁、一三三六頁)

「相場所営業の延期」(全集、別巻所収、明治二十一年十月五日)は、「ブルス条例」をめぐつての混乱を收拾した井上馨伯の功労をたたえつつ、「ブルス条例」という「大間違ひの入乱れたるもの」に会つたおかげで「功名手柄の耀くを見る」という「人事いよいよ奇なり」の所感を述べたものである。

本論説は、「福沢の「ブルス条例」に対する批判的立場を明らかにしたものととして貴重である。すなわち、福沢は、「我輩は始めよりブルスを好まず、在来の会所取引所にして弊害ありとせば、其弊害のみを指摘して宜しく改正を加ふべし、商人の品位一体に高尚せざる間は、新取引所も名のみ改まるに過ぎざれば、新旧転換の際徒らに無益の騒動を惹起すは不可なりと云ひしに、」として、ブルス条例に基本的に反対の立場であつたことを明言している。そして、ふり返つてみれば、ブルス条例をめぐつての「彼の三年間の風波は実に平地上の波にして、最初より此波さへあらざれば平地は平地にて安寧なる可き筈」と云い、このブルス条例による「盤根錯節を砕きたるの伎倆」につき、井上(馨)伯の功労を評価する。その間の事情は、次のように記されている。

「我輩の議論は不幸にして行はれず、愈々新條例を發布することとなりしも、實際の模様は中々予算の如くには非ずして、苦情百出、意外の困難に逢い、新取引所の実施にも至らざりしが、爾後天上の陰晴定まらざるが爲めに、下界の一方に喜ぶものあり一方に憂ふるものあり、喜ぶ者も未だ胸安からず、憂ふる者は戦々競々として、中には貧富忽ち地を替へたる者もありしよし。斯くて荏苒じんぜん今日に至り、井上伯の新に農商務大臣に任ずるや、固く非ブルスの説を執りて、此程東京及び大阪名古屋等より其向きの人々を招集し、新取引所主張者をして静に所説を収めしめ、従前の株式取引所米商會所共その營業期限を明治二十四年六月まで延ばして、殆んど三年間の風波を取鎮め、以て商売社会の安寧を得せしめたるは、全く伯の力に由らざるはなし。」

本論説は、上記のように井上(馨)伯の功勞を大としながら、「ブルス條例」が「唯人事の齟齬大間違」にすぎぬことを指摘したものであるが、井上馨の果した役割について若干具体的に記しておきたい。井上が農商務大臣となつたのは、黒田清隆のあとを受けて、明治二十一年六月のことであつた。「ブルス條例」はすでに明治二十年九月より施行され、大阪では本條例にもとづき藤田伝三郎を中心に新取引所の設立に着手、新市場を建設し、規約の認可を得、正に開業の直前であつた。しかるに旧取引所側の反発苦慮は一方ならず、激烈なる反対運動を生ぜしめた。こうした紛糾の中に井上は農商務大臣として登場し、両者の調停をはかり、大阪の新取引所が建設に要した二万圓は、東京大阪の米・株取引所が負担するものとし、營業満期の旧取引所に対しては向う三カ年、明治二十四年八月までの營業継続を許可、これによりさしもの争議も一応の収束を見たのである。

「株熱の余症恐る可し」(全集、別巻、明治二十六年七月二十六日)は、この当時における株式ブームを目して、警

鐘を乱打した論説である。福沢は、投機の危険について人々に知らしめる必要を感じていた。先んじて明治二十二年、三年、わが国は初めての近代的恐慌を経験し、株価は暴落、このことが日本経済に与えた影響はなお記憶に新しいところであった。すなわち、当時、株式担保貸出の比率が高く、株価下落により市中銀行は預金払戻資金を失い、日本銀行は条文で禁止されている株式担保貸出を行わざるをえなかった。数年前のこの状況を想起すれば、株式ブームのもとでの「人々の狂奔を止め、前年の惨状を再演することなからしめん」ことの必要を痛感するのは当然であろう。

福沢は、金融緩慢の下での金利低下、これによる金融相場の出来を見ていう。「近日諸会社の景気は次第に上進して、株式売買の価貴きのみならず、其取引も中々盛なる如し。金融緩慢と称する今日に於ては自然の勢なる可しと雖も、凡そ人事は極端に走り易きの常にして、資産に余裕ある人が、銀行などへ金を預けても其利子の割合甚だ低くして面白からず、左ればとて他に資金の用法もなければ、先づ会社の株券にても所有せんとて、漸く其辺に着目する折柄、経済社会の人氣は機を見て一時に動き、唯株の一方に向て噪進そうしんする其勢は、之を留めて留む可らず。即ち価の暴騰を致したる所以なり。」株式の価格は、上下変動するのが常であるから、暴騰したとしても何ら怪しむに足りない。また資産家がこれに買い向ったとしても、長期投資としてみるなら不思議はない。「仮令ひ暴騰したればとて、富豪大家の計算を以て永遠の利益を見込み、恰も其株式を世襲財産として私有すれば毫も妨なきのみか、真に世襲の名に相応するものもある可し」。すなわち「永遠の利益に着眼する富豪大家」のことであれば分るが、しかし今日の有様はそうではあるまい。福沢による現況判断は次の通りである。

「爰こゝに経済社会の動静の爲めに憂ふ可きは、諸会社の株券をして投機者流の玩弄物たらしむるの一事なり。元

來株券の価は、其会社の基礎の確なると不確なると、其配分利益の多きと少なきとを視察し、之を標準にして始めて定まる筈なれども、市価昇進の勢を成すときは、時としては其標準の在る所を忘れ、上々進んで止まることを知らざるの事例なきに非ず。」投資利回りの低下にともなうて、相場は人気化する。「例へば今の鉄道株にても、其株の時価と配分利益との割合とを念入れて計算したならば、一年の金利僅に二分以上三分に達するものも少なき程の次第なるに、市場の實際に之を買ふ者の多きこそ不思議なれ。況んや諸会社中に、其基礎も固からず、様々に彌縫して計算を作り、会社に属する不動産などを物価騰貴の今の相場に積り、或は物品の未だ売れざるものを現金と視做す等、様々の工風を運らして外面を装い、兎角して營業費を少なくして配分益を多くして人気を引き、以て株の価格を維持せんとするものさへあるに於てをや。斯る内情を知りながら其会社の株を買ふとは、益々不思議なりと云ふ可し。」今日における投機の実状はどうか。「今日の実際には、左まで資産もなき人々が、身分不相応の株券を所有して曾て不安心の様子なきのみか、尚ほ進んで買はんとする者多きは何ぞや。他なし、其これを買ふは之を売らんが為めのみ。今日右より買ふて明日左に売り、其売買の間に利する所あればなり。唯人々の度胸次第にて、買持の時に長短あり、其金高に多少ありと雖も、之を要するに売るが為めに買ふの目的に至りては則ち一なり。株券の価にして、既に其標準たる会社の基礎配分の利益如何を問はず、唯人気に従て昇進とあれば、亦是流行の兎か万年青の一種にして、甲乙丙丁転々売買の間、不図したる拍子の機に人気去り流行止むときは、夫れこそ由々しき騒動なれ。其時機の未だ到らざるに先だち、旨く売抜けたる者は高運なれども、最終に至りて誰れか災厄を負担する者なきを得ず。時価膨張の時に当りて、所有の株券幾百幾千、正に何十万円の大富豪と白から信じ人も亦許したるものが、今は則ち収縮して……所謂頭金を附して抵当に差入れたるものこそ多ければ、金主は頻りに増抵当を促して義務者は之に応ずるを得ず、双



方共に悲運に陥りて空しく既往の狂夢を嘆息するの日ある可し。」

かくて福沢はいう。「殷鑑遠からず、明治二十二、三年の頃に在り。我輩の掛念する所なり。」

では予防の策ありや。「実業社会先達の士人は、万般に注意して人の狂奔を止め、前年の惨状を再演することなからしめんが為め、予防の策を講ずること肝要なる可し。或は政府の政策を以て云々の説もなきにあらざれども、商人の利に熱するは其人の私事にして、政令の達す可き区域に非ず。唯此處は有力なる実業界の先輩が、私に事の利害を説き、或は自家の経験に照らして徳義上に之を警め、又或は金融取引上に於て暗々裡に之を抑制する等、臨機の処置ある可きのみ。」

## 二、その取引所論の意義

福沢諭吉の取引所観を整理しておきたい。福沢は、投機のこわさを良く知っており、素人が不用意に近づくべきでないことを力説する。「左まで資産もなき人々が、身分不相応の株券を所有して曾て不安心の様子なきのみか、尚ほ進んで買はんとする」ことに憂慮の念を表明し、「人々の狂奔を止め、前年の惨状を再演することなからしめん」ことを望む。(明治二十六年七月二十六日、「株熱の余症恐るべし」)

しかしまた、取引所とそこでの取引所投機が存在理由をよく理解して、取引所が「有益無害」なることを説き、取引所が「理財上の大機関」「商売社会の大機関」なることを主張する。その役割とは、「国中に相場の標準を明に」する点、いいかえると「近遠の物価を示し、其現在未来の昂低を明に」する点にある。(明治二十三年四月十八日、「漫に米価の下落を祈る忽れ」および明治十九年七月十二日「相場所の一新を望む」)この根本のところを忘れてはならぬのであって、投機をにくむの余り、取引所を全否定することがあってはならぬというのである。

「其間に僅に投機商の出没するあるも、何そ之を論ずるに足らんや。経世家の意に介せざる所なり。」(明治二十三年四月十八日「漫に米価の下落を祈る忽れ」)そして、取引所取引が「空」売買であったとして、「渡す可き物なきを売り、払ふ可き金なきに買ふ者あるとせんか、之が為めに人間社会の全面に如何なる災害を致す可きや。」(明治十九年七月十二日、「相場所の一新を望む」)

しかし、一方には、のち明治三十三年頃から天野為之が主張する「勤儉貯蓄」の論がある。この勤儉貯蓄の論について福沢はむしろ反対の立場をとった。福沢にしてみれば、「不景気の場合に際して特に勤儉談を催す」理由が分らない。それは、「衷中に謹慎するが如く、不景気の上に不景気を添えてますます社会を殺風景ならしめ、以て細民生活の源を塞ぎ、ますます其難渋を増さしむるに過ぎざるのみ。」(明治二十八年八月二十日「勤儉説を説く忽れ」)かくて勤儉貯蓄論は、「一点の悪意なきは明白なりと雖も、只是れ余計のお世話と云ふ可きのみ。」(明治三十三年四月二十三日「所謂勤儉貯蓄の説」)

こうして福沢は、政府が取引所に禁庄の姿勢をとることには正面から反対する。「我輩は始めよりブルスを好まず」(明治二十一年十月五日、「相場所営業の延期」というのは、その端的な表現である。福沢の根本的な考え方は、「経済自然の大義」に従い、「経済自然の定則」に従う、というところにある。「人間世界に経済自利主義の断絶せざる限りは、如何なる法律規則を製作するも、之に由りて米相場の根本は抜く可らず。唯これを動揺混乱せしむるに足る可きのみ。」(明治二十三年四月二十三日、二十五日、「米商論」)

しかし、福沢はまた、現実の取引所が「投機者流の玩弄物」(明治二十六年七月二十六日、「株熱の余症恐る可し」となっていることに問題を感じていた。こうした「木葉武者の類」である群小投機家は、小資本なるがために、市場操縦的な投機をしばしば行う。虚偽の情報によって、愚かで情報に疎い素人はひどい目にあう。こうした

「空投機の気焰を鎮静し、自から商売社会の秩序を維持する」ためには、「所謂毒を以て毒を制する」筆法にならって「投機を以て投機を制するの外に工風なかる可し」として、「富豪大家」の出勤に期待する。それは、富豪大家なれば、大資本であるがゆえに、企業の営業状態によって判断し、安過ぎれば買い、高過ぎれば売るから、自然の価格を形成する。また、実際に金を支払い、実際に現物を引取る、という点に特徴がある。(明治二十七年四月十七日、「小投機を制するは大投機を行ふに在り」) こうした判断の根本には、富豪大家ならば、「永遠の利益に着眼する」筈であり、「元来株券の価は、其会社の基礎の確なると不確かなると、其配分利益の多きと少なきとを視察し、之を標準にして始めて定まる筈」(明治二十六年七月二十七日、「株熱の余症恐る可し」)のものであるという理解がある。

すなわち、取引所改革、市場改革の根本は、より合理的な動きをする大投資家・大投機家の参加・出勤という点に絞られる。そのことによって、長期安定的な投資が増加し、かつ現物取引が基軸となることから、ファンダメンタルズに添うかたちでの合理的な価格が形成されよう。ファンダメンタルズの変化に反応し、またその変化を予測しての合理的価格形成が期待されるのである。或いはまた、福沢は明示的に述べてはいないけれども、限月間の相場のひらきも合理的なものとなり、ベシス・スプレッドが理論ベシスに接近してくることも期待できよう。福沢はこうして、富豪大家に向って、取引所での取引もまた「尋常一様の商売」なのだから、公然、これに関係しても当然の筈と説得を試み、これを勧奨するのである。そのことのみが「木葉武者」たる小投機家による「空投機の気焰」を鎮静させ、「自ら商売社会の秩序を維持」する、と考えるのである。(明治二十七年四月十七日、「富豪大家何を苦しんで商売せざる」<sup>(1)(2)</sup>)

(1) 福沢は、このように富豪大家の出勤あって初めて取引所は合理的なものとなりうる、と考えた。この観点は、次のふたつの点から興味深い問題を提起する。第一に、田口卯吉の株式会社企業論と関係する面を持つ。田口は、「会社を発起する者、多くは資本なくして、而して之れが株主となるもの、安りに其主任者を選挙するの弊」を強く指摘している。「田口卯吉「会社創立の注意」、明治十七年十月十一日、十八日、二十五日。拙稿「田口卯吉の株式会社論」、『商経論叢』、第二十八第二号、一九九三年二月、を参照。）会社設立にまつわるこの泡沫の様相は、取引所における群小投機家の動向と、軌を一にするもの、互いに呼応し合うもの、として受けとめられる必要がある。第二に、福沢の指摘と関係させて、渋沢栄一の動きを想起する必要がある。福沢は、東京株式取引所の創立に功労のあった人物であるにも拘らず、「其の取引に就ては論理上ボアソナードも私も博打でないと主張したものの、実際の有様はどうしても投機になるので、第一銀行の経営者たる私が其尻押をして投機的な株式取引を旺ならしめると、銀行としては面白くないので、敢て近よらぬがよかるうとて、其方針を進んだ。」（『雨夜譚談話筆記』、渋沢栄一伝記資料、第十三巻、二六一頁）

田口卯吉の取引所論、『証券研究』、一〇五巻、一九九二年十一月、四七頁参照。）

(2) なお、福沢論吉が保有した株式については、『全集』第二十一巻並びに別巻所収の「諸口差引大帳」「金銭出納帳」に記載されている。正金銀行株、東京株式株、日本銀行株、東京電車鉄道株、東京電気鉄道株、山陽鉄道株、九州鉄道株、筑豊鉄道株、鐘淵株、王子製紙株、日本郵船株、東京瓦斯株、小田原電鉄株、東京製氷株、関西鉄道株、など。

〔追記〕 小稿は、次の二論文への補遺である。「取引所の意義と役割——福沢論吉に学ぶ」（『証券研究』、一一四号）、「福沢論吉の取引所論」（『商経論叢』、第三二巻二二号）

なお、脱稿後、次の好著に接した。事態の推移を大観した書物である。高村直助『会社の誕生』（吉川弘文館、一九九六年）

福沢諭吉による取引所関係論説一覧

全集巻数	明治・年・月・日	表題
4	10. 12	『民間経済録』初編
4	13. 8	『民間経済録二編』
8	15. 3. 13	「通貨論」
8	15. 3. 14	「同」
8	15. 3. 15	「同」
8	15. 3. 16	「同」
11	19. 7. 12	「相場名の一新を望む」
別巻	20. 5. 14	勅令第11号により「取引所条例」(いわゆる「ブルース条例」) 発布
	21. 2. 24	「東京米商会所」
別巻	21. 10. 5	「相場所営業の延期」
12	23. 1. 16	「鉄道財産」
12	23. 1. 18	「同」
12	23. 1. 20	「同」
12	23. 1. 22	「相場所の所望」
12	23. 3. 23	「救急の一策」
12	23. 3. 24	「世の中を賑やかにする事」
12	23. 4. 18	「漫に米価の下落を祈る勿れ」
12	23. 4. 23	「米商論」
12	23. 4. 24	「同」
12	23. 4. 25	「同」
12	23. 5. 29	「財政始末」
12	23. 5. 30	「同」
12	23. 5. 31	「同」
12	23. 6. 2	「同」
12	23. 6. 3	「同」
12	23. 6. 4	「同」
12	23. 11. 1	「諸株式の下落」
13	25. 7. 29	「鉄道株の未来」
13	25. 8. 11	「新大蔵大臣に望む」
13	25. 8. 30	「理財法の回復」
13	25. 8. 31	「同」
13	25. 9. 1	「同」
13	25. 9. 2	「同」
13	25. 9. 3	「同」
13	25. 9. 8	「阪谷学士の理財法論を読む」
13	25. 9. 9	「重ねて阪谷学士の寄書に就て」
13	25. 9. 15	「理財法の回復余論」
13	25. 9. 16	「同」
13	25. 9. 17	「同」
13	25. 9. 28	「資本の用法」
13	25. 9. 29	「同」
13	25. 9. 30	「同」
13	25. 12. 16	「富豪の効用」
13	25. 12. 17	「同」
13	25. 12. 18	「同」
14	26. 3. 4	法律第5号「取引所法」
	26. 7. 22	勅令第74号
	26. 7. 22	農務省令第13号「取引所施行規則」
別巻	26. 6. 17	「相場所の利用」
14	26. 7. 27	「株熱の余症恐る可し」
14	27. 4. 17	「小投機を制するは大投機を行ふに在り」
14	27. 9. 8	「富豪大家何を苦んで商売せざる」

(『全集』は、慶應義塾編纂・岩波書店刊行の『福沢諭吉全集』。)